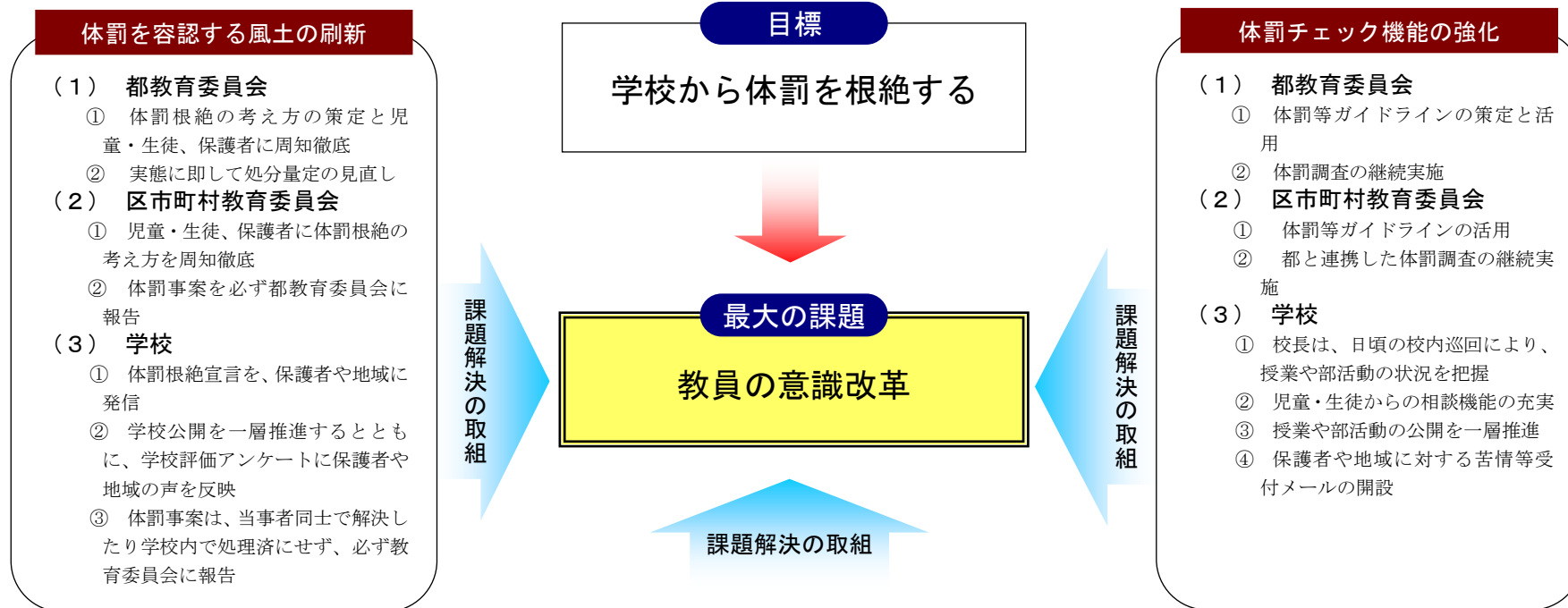




第5章

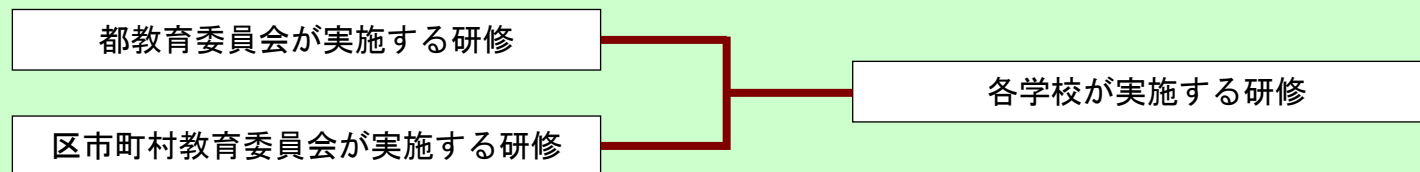
体罰を根絶していくための総合的な対策

総合対策の全体構想



体罰防止に関する教員研修の徹底

新規採用から退職に至るまで、あらゆる機会を捉えた教員の意識への働きかけの継続



1 体罰防止に関する教員研修の徹底

本委員会では、体罰を根絶するための総合的な対策を検討してきた。最も重要なことは、学校で生き生きとした教育活動を展開していくためには、一人一人の教員が体罰を行わないと強く自覚し実践することである。

また、校長はもとより、教員、児童・生徒、保護者、地域関係者を含めて、体罰を「しない、させない、許さない」とした学校風土を醸成する必要がある、教員一人一人がその先頭に立たなければならない。

このため、体罰を防止していくための教員研修を最重要視し、管理職への研修の充実をはじめとして経験年数や職層に応じた教員研修を体系化するとともに、校内研修に加えて一人一人の認識や指導方法を確認するなどの個別対応や再発防止に向けた特別研修を行うなどきめ細かな研修制度を整備していく必要がある。

なお、児童・生徒の誤りや不正を正す場合に、毅然とした態度や厳しく迫る指導を行うことは、児童・生徒の正常な倫理観を養うことや健全育成上必要なことであり、体罰の禁止をもって、そうした指導を躊躇させたり萎縮させたりしてはならない。

(1) 全校で、全教員に対し、年度初めに体罰禁止を徹底

- ・ 学校では、年度の初めの職員会議において、全教員により学校経営計画や方針の確認を行っている。
- ・ 校長は全教員に対し、毎年度の初めに、体罰ガイドライン、体罰禁止についての基本的考え方、学校としての方針について周知・徹底を図らなければならない。
- ・ 全ての教員は、学校経営計画を踏まえて、毎年度、年間指導計画において、体罰禁止に対する自らの考え方、自覚や決意を主体的に表明する必要がある。

(2) 体罰防止校内研修の全校実施

- ・ 教育目標・方針や教育課題、児童・生徒の状況、学習指導や生活指導等は、学校によって異なる。このため教員の力量形成にとって、各学校で行う校内研修の充実はますます重要さを増している。
- ・ 全教員が共通理解を図り、組織的に生活指導や部活動指導を行っていくことが体罰の防止に効果的である。
- ・ 学校や児童・生徒の状況に応じた指導方針や指導方法の確認・改善のために、年度

初めや体罰防止月間における**体罰防止校内研修**にて、体罰ガイドラインの確認、事例研究、チェックリストの活用、部活動顧問会議の開催等により共通理解と体制整備を進め、学校を挙げて体罰等防止の気運の醸成に努めなければならない。

(3) 教員の意識を改革する新たな研修の展開

これまで、若手教員育成研修や管理職研修の一部で、体罰に関する研修を行ってきた。体罰実態調査の結果、潜在化していた体罰事案が浮き彫りになり、全ての教員の意識を改革するためには、これまでの研修の在り方そのものが問われている。

ア 体罰防止研修の体系化

- ・ 経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を繰り返し研修しより深く理解し実践に生かすことができるよう体系化を図る。
- ・ **新規採用から3年間で**、全ての教員が、児童・生徒理解の基本、体罰禁止の基本的考え方、部活動顧問の在り方を含め、徹底して研修しなければならない。
- ・ **10年次や管理職昇任時の節目研修**においては、児童・生徒指導の基本に立ち返り改めて体罰禁止の考え方を徹底する。

イ 実践的な研修方法への転換

- ・ 従来、知識理解型の研修であったが、知識理解だけでは行動をコントロールするまでに至らない。今後は、自ら行動をコントロールするようになるための**実践的・体験的な研修方法**に転換する。

繰り返す行う実践的・体験的研修の例

【基本】
 児童・生徒理解、学級経営、意欲を高める指導方法
 効果的なほめ方・叱り方、言葉で指導する生活指導
 組織的生活指導、人間関係調整

【体罰】
 法令・通知の理解、体罰等の事例研究・判例研究
 体罰禁止の基本的考え方、体罰の悪影響

【感情や行動】
 暴力の病理
 体罰発生メカニズムの理解と防止、行動のコントロール
 アンダーコントロールマネジメント、ストレスマネジメント

【スポーツ指導】
 トレーニング理論、医学・科学的視点からのスポーツ指導、
 コーチング、人を育てる言葉かけ、事故防止・事故対応

ウ 特別な研修プログラムの開発・実施

- ・ 感情的になり、児童・生徒をたたいたり蹴ったりするような場合には、怒りや不安の感情発現時の衝動的行動をどのようにコントロールするかという**アンガーコントロールマネジメント**や**ストレスコントロール**などの**トレーニング**によって改善することが可能であるとされる。感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員に対しては、こうした特別な研修プログラムを開発・実施する。

エ 専門家による矯正プログラムの開発・実施

- ・ 児童虐待やドメスティック・バイオレンスでは、暴力への依存性が強くなり、本人の自覚だけでは改善が見込まれない場合がある。こうしたケースに対しては、認知行動療法等の心理療法、カウンセリング、精神科の医療的対応が必要とされる。
- ・ 体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う場合には、**専門家による矯正プログラム**を開発し、個別に再発防止研修を実施しなければならない。
- ・ 精神科を含めた専門家による特別な研修内容・方法、関係医療機関や実施体制等について、今後、開発・実施する。

オ ICT を活用した e ラーニング等の実施

- ・ 東京都内の公立学校では、約 6 万人の教員が約 9 4 万人の児童・生徒を対象に教育活動を展開している。
- ・ こうした大規模集団を対象とする場合、**ICT 環境**を活用し、例えば、体罰等や他の非違行為に関する知識理解を深めるための情報の発信や研修を実施することなどは、時代に即した研修方法として極めて有効な方法である。

カ 研修の実施主体と役割分担

- ・ 教員研修には、東京都教育委員会が行うもの、区市町村教育委員会が行うもの、各学校が行うもの、教員自身が自主的に行うもの、関係機関が行うものなど様々な機会がある。
- ・ 特に、東京都教育委員会と区市町村教育委員会は、責任と役割分担を明確にし、所管する学校の教員に対し、**反復的・継続的に研修**することができるよう条件整備し、あらゆる機会を通じて、体罰根絶に向けた教員の意識改革を実現しなければならない。

(4) 校長等管理職のマネジメントの強化

ア 校務分掌組織の明確化

- ・ 管理職研修においては、サービス事故防止に係る研修が実施され、校長等管理職は、実際に授業や部活動の指導場面を観察し、繰り返し教員に注意喚起してきた。
- ・ 見えないところで体罰が行われていた現実がある一方、校長が児童・生徒や保護者が納得したことをもって体罰の届出をしない事案や、隠蔽していたのではないかと疑われる事案もあった。
- ・ 校長等管理職が体罰根絶の先頭に立つためには、管理・監督のマネジメントを強化する仕組みを整備する必要がある。特に、部活動顧問教諭の校務分掌が校長の意思決定を経ずに決められている状態が、体罰を発生させる温床となっているとすれば、**東京都立学校の管理運営に関する規則**を、部活動指導の内容にまで踏み込んで見直しを行うなどして改善を図る。
- ・ 学校においては、部活動指導を校務分掌組織の**生活指導部**の下に明確に位置付けることにより、校長による学校管理運営の強化・徹底を図る。

イ 校長による予防的個別指導の徹底

- ・ 一部には、体罰によって指導することを有効な指導方法の一つであると考えている教員、不適切な指導を繰り返す教員、生活指導を放棄し他の教員に生徒の指導を任せってしまう教員、不正を見て見ぬ振りをする教員の存在も指摘されている。
- ・ 校長は、一人一人の教員の体罰や不適切な指導に関する認識を把握し、問題があると判断すれば、その教員自身の意識改革と行動変容を図るために、一人一人の教員と本気で向き合うことが必要である。
- ・ 体罰等を未然に予防するために、校長は、**自己申告書の面接**の機会等を通じて教員の認識を確認し、授業や部活動指導の観察を定期的に行いながら個別指導を徹底していかなければ本質的な解決にはならない。

ウ 体罰を行った場合には、謹慎期間を設定

- ・ 学校で体罰事案が発生した場合、事故者を学校内でどのように取り扱うかが問題となる。特に、部活動指導においては、顧問教諭を部活動指導から外すことと復帰させることについての判断が難しい。
- ・ 部活動指導中における体罰は、反復継続的に行われることが多い。再発を防止する

ためには、教員の反省や意識改革を進めるための研修を行うため、一定期間部活動指導を行わせない**謹慎期間**が必要である。

- 生徒への指導に悩んでいる、又は困っている場合には、顧問教諭へのフォローアップも必要である。
- 体罰を指導の手段と捉え、改善が見込まれない場合には、校務として部活動顧問を分掌することはできないため、部活動指導を分掌させない措置を考えなければならない。

2 体罰をチェックする機能の強化

平成 24 年度に実施された都内公立学校における体罰の実態把握調査の最大の特徴は、児童・生徒や教員に、直接的・間接的に体罰の有無を聞いたことにある。こうした調査手法により、これまで潜在化していた実態を顕在化させることとなった。

学校では、学級王国と称されるように、閉ざされた空間が形成されやすい。また、部活動はとかく閉鎖的であり、学校内の各所で実施され、学校外においても広域的に行われている。

適正な教育活動を展開していくためには、教員の自覚によるところが大きいですが、同時に、教育活動をより一層公開し、様々な人たちのチェック機能を働かせていくことが重要である。

(1) 体罰ガイドラインの策定と活用

- ・ 体罰調査委員会の調査によれば、教員、児童・生徒、保護者、外部指導員等の体罰に対する認識が異なっていることが明らかとなった。そもそも、体罰とは何かという共通の理解がなく、人それぞれに微妙にイメージが異なる現状がある。
- ・ 本検討委員会では、体罰の概念規定を試み、その**定義とガイドライン**を示した。体罰の定義が曖昧であれば、教育指導の委縮や無用な議論をもたらす可能性がある。今後は、東京都教育委員会、区市町村教育委員会、学校において、体罰の定義とガイドラインを踏まえ、関係者の共通理解を深めていく。
- ・ 体罰ガイドラインを基に、実際の指導場面を映像化した**視聴覚ビデオ**を制作し、教員はもとより、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し共通認識を深めることも有効な方法である。

(2) コンプライアンスと管理職の果たす役割

- ・ 法治国家においては、**法令遵守**が基本であり、個人、企業、行政機関、いずれにおいても徹底されなければならない。
- ・ 学校教育法第 11 条ただし書に、「体罰を加えることはできない。」と規定されているにもかかわらず、「多少の体罰は必要である。」と容認する人がいる現実がある。
- ・ これまでも、東京都教育委員会と区市町村教育委員会は連携を図って、注意喚起と警鐘を鳴らしてきたが、これまで以上に取組を充実させるとともに、校長等管理職は教員に対してコンプライアンスの徹底に努めなければならない。

(3) 体罰調査の継続実施

- ・ 今回の体罰実態調査において、例年の体罰に関する懲戒処分・措置件数を大きく上回る数の体罰が判明した。教員が体罰を行った事実を自ら申告せず、児童・生徒が記入した質問紙調査等により発覚した場合も多くあった。
- ・ 体罰実態調査の実施については、体罰件数が減少し、教員が体罰の事実を管理職に直ちに申告することが定着するまでの間、引き続き調査を継続しなければならない。
- ・ 調査は、教員への聞き取りや**児童・生徒への質問紙調査**が基本である。
- ・ 東京都教育委員会及び区市町村教育委員会は、相互に協力し、主体的に体罰実態調査を実施することにより、それぞれが体罰の根絶に向けた学校の設置管理者としての責任を果たさなければならない。

(4) 子供の声が届く相談機能の充実

- ・ 平成25年4月、東京都教育委員会は、**公益通報者保護法**の趣旨を踏まえ、都内公立学校等の「法令違反者等の不適正な行為」（教員の不正行為、体罰等）に対するコンプライアンス体制の充実及び強化のため、弁護士窓口を開設した。
- ・ 児童・生徒には、公益通報者保護法の趣旨を十分に理解することは難しい側面があり、身近に児童・生徒の声が届けられる仕組みが必要である。
- ・ 東京都には東京都教育相談センターがあり、区市町村にも同様の教育相談機関が設置され、関係する相談機関も設置されているが、今後一層の周知を図る必要がある。学校には、担任はもとより養護教諭やスクールカウンセラーなどによる**相談体制を一層整備**する必要がある。
- ・ 今後、各学校においては、児童・生徒が、体罰、いじめ、悩み、不安・不満、困ったこと・心配なことなど他人に相談できないような声を届けられるよう、例えば学校目安箱の設置やインターネットの利用等、**教育相談機能の充実**に努めていく必要がある。

3 体罰を容認する風土を刷新するための取組

ある報道機関の調査によれば、体罰を「一定の範囲で認めてもよい」と考える人が「一切認めるべきでない」と考える人を上回っているとの報告があった。ある程度ならば体罰があってもよいと考えている人がいる状況では、学校から体罰を根絶していくことは難しい。

大阪市立桜宮高校事件においては、それまで体罰が日常的に行われ、生徒や保護者、同僚、管理職から誰も異を唱えるものがいなかったことが、不幸な結果をもたらした最大の原因であると、外部監察チームが分析している。

今後、体罰を根絶していくためには、誰もが体罰に異を唱えることができるよう風土を刷新していく必要がある。教育委員会と学校は、共に体罰を「しない、させない、許さない」という考え方を発信し、風土を刷新する先頭に立たなければならない。

(1) 体罰根絶の考え方の周知徹底

- ・ 「多少の体罰は必要である。」との考え方を少しでも持っている人と、体罰根絶の説得力に欠け、体罰を容認する人たちの考え方を変革することはできない。
- ・ 教育委員会及び学校は、体罰等によって教育指導を行うことがあってはならないことを、教員はもとより、児童・生徒、保護者、学校関係者に周知していくことが必要である。
- ・ そのために校長は、**学校経営方針**に体罰根絶に対する考え方を示すとともに、職員会議、全校集会、保護者会、学校便り、学校運営連絡協議会等の様々な機会を捉えて、基本的考え方と学校の取組を説明し理解を求め、体罰否定の考え方を広め浸透させていく。

(2) 保護者等への学校公開や授業参観の一層の推進

- ・ これまで、学校では、保護者対象の授業参観日、地域の関係者を含めた学校公開日、学校見学会、道徳授業地区公開講座、部活動体験、運動会・体育祭、文化発表会・文化祭等様々な機会を通して学校公開が行われてきている。
- ・ 学校の信頼性や透明性を高めるためには、学校公開や授業参観にとどまらず、教育目標や方針、部活動運営の在り方、指導内容・方法の実際等について、保護者等の意見や考え方を聴取し、**意見交換**を通して理解を深めていくことが必要である。

- ・ 保護者や地域関係者とともに体罰を容認する風土を刷新していくため、学校公開や授業参観を通年で行い、**学校評価アンケート**でその評価を受けるなどして、より一層学校を公開していく必要がある。
- ・ 顧問教諭は、年に1・2回集まり、部活動の運営状況や部活動の規則等について、情報交換したり話し合ったりする機会を設ける。

(3) 体罰事案報告システムの統一

- ・ 平成24年度の体罰実態把握調査の過程において、体罰事案について、例えば、顧問教諭が保護者と連絡を取り了解を得たケース、学校内で不適切な指導であると独自に判断し処理されてしまったケース、教育委員会によって体罰認定の基準に温度差があるなど、体罰事案を潜在化させてしまう現状がある。
- ・ 体罰を潜在化させることは、本質的な問題解決とはならない。体罰を顕在化させ根本的に問題解決を図るためには、東京都全体で**体罰事案の報告システムを統一**する。
- ・ 都立学校においては学校経営支援センターが、区市町村立学校においては所管する教育委員会が、同様の判断基準の基に、統一的な対応や事故処理を行うシステムを確立しなければならない。

(4) 処分量定の見直し

- ・ 体罰実態把握調査によって判明した深刻な事態を踏まえ、服務規律の更なる徹底を図る観点から、処分量定の見直しを図る必要があり、見直しに当たっては、体罰の抑止効果をより一層高めるため、処分量定の基準について**記載内容の明確化**を図ることが適当である。
- ・ 上司への報告義務を怠っている場合（常習的である場合を含む。）、体罰の態様などが悪質・危険である場合、傷害の程度が重い場合、専ら私憤にかられて暴行を行っている場合などについては、より厳しく対応する必要がある。
- ・ 児童・生徒に対する暴言については、体罰に準じて懲戒処分等を行う必要があることから、処分量定の基準を新たに設けることが適当である。
- ・ 処分量定の明確化は一定の抑止力となる。しかし、それでも体罰を指導の一環と確信し繰り返す場合には、教員としての適性が問われなければならない。

4 体罰のない部活動の推進

部活動は、教育的意義が高く、今後も振興しなければならない教育活動である。中学生や高校生のみならず、保護者、卒業生や地域の関係者にとっても、学校の部活動への期待は大きいものがある。

しかし、部活動指導中の体罰が全体の半数を占め、その中には、いわゆる勝利至上主義によるものがあつた。今後、学校における部活動指導は、健全育成という原点に戻らなければならない。また、部活動の指導の一翼を外部指導員が担っている現状がある。外部指導員は熱心に指導する一方で、一部の学校ではコントロールが利かない状況になっていることなどが課題となった。

(1) 顧問教諭に対する指導者講習会の実施

- ・ 運動部活動に関しては、教科と関連の深い保健体育科の教員だけで分担することはできないため、教員全員体制で部活動の担当を分担することが一般的である。
- ・ 担当する顧問教諭はスポーツやその指導に関して経験がない場合や、自らの学生時代等の経験に頼っている場合等、指導者環境が十分でないことが多い。
- ・ 今後、東京都教育委員会は、学校体育団体等と連携を図り、全ての顧問教諭や外部指導員を対象として**指導者講習会**を開催し、基本的なスポーツの理解や指導方法、言葉で伝える力を高める指導法、著名な指導者による優れた指導を追求する研修、怒りなどの感情をコントロールするスポーツ指導等、現状に応じて幅広く研修できるようにしていく必要がある。

(2) 部活動単位で、保護者等との意見交換会を開催

- ・ 部活動では、教員と生徒により親密な関係性が育まれる。良好な関係性の下で活動が展開されれば、大きな成果をもたらす。一方、親密な関係性は、生徒への支配関係・従属意識や絶対的な権力関係を生む土壌にも発展しかねない危険性を有している。
- ・ 学校外から学校内は見えにくいため、保護者を含め不安感を抱く傾向に陥りがちである。特に、保護者の不安を払拭していくためにも、学校での指導の様子をより一層公開することが大切である。
- ・ 今後、保護者への指導方針等の説明、指導状況の参観等を定例的に行い、部活動単位で保護者や地域関係者との**意見交換会**を開催し、信頼性を高めていく必要がある。

(3) Good Coach 賞の創設

- ・ これまで、スポーツ指導においては、試合や競技大会やで優秀な成績を収めたことをもって指導者の評価を行う傾向が強かった。スポーツは勝利を目指して日夜練習に励むものであるが、学校の部活動には、生徒の健全育成という大きな目標があり、そうした観点から指導者を評価する仕組みをつくっていくことが必要である。
- ・ 今後、児童・生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、誰もがスポーツを楽しみ、仲間作りが盛んに行われ、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問教諭を顕彰し、「Good Coach 賞」を授与するなどにより、生徒の意欲を高める部活動指導の普及に努めていく。

(4) スポーツ医・科学的視点の積極的導入

- ・ 近年、スポーツ指導では、スポーツ医・科学の視点から、個人の状態を客観的に把握・分析し、指導上の課題を発見し解決していくことを重視するようになってきた。
- ・ 個人の筋力、持久力等の身体の機能や能力を数値化し、指導者と情報を共有することで、練習メニューやゲームについて意見交換することができ、主体的にトレーニングに取り組むようになる。指導者にとっても、選手の課題や指導のポイントが明確となり、科学的な情報に基づいた冷静な判断を促していくことになる。
- ・ 部活動においても、こうした医・科学的な知見を生かし、指導内容・方法を考え、生徒の潜在能力を引き出し、効果的・効率的に技能の向上につなげていくことが必要である。

(5) 学校管理運営規則に、顧問教諭の業務内容を明示

- ・ 顧問教諭は、生徒が安心して部活動に取り組むことができるようにするために、年間の目標、指導方針、指導内容・方法等をあらかじめ定め、体罰、暴力的指導、行き過ぎた指導のない部活動を展開していくことを生徒や保護者に公表することが必要である。
- ・ 東京都立学校の管理運営に関する規則では、部活動の設置・運営に関する規則が定められている。今後見直しを進め、年度初めには、顧問教諭が、生徒や保護者に対し自ら指導方針等を示していくよう、顧問教諭の行うべき基本的な事項を規定していく。

(6) 外部指導員との契約関係の明確化

- ・ 学校では、外部指導員を導入し報償費等を支払う場合に、委嘱や契約行為の手続を行うこととなっている。今後、外部指導員を導入する場合、**委嘱・承諾書等の契約行為**を文書で明確に行うとともに、法令遵守や倫理ガイドラインに示されている事項を含め、指導面における学校の方針等を相互に確認する必要がある。
- ・ 学校は、外部指導員に指導を任せきりにすることなく、顧問教諭が本来担当すべき役割と、外部指導員に依頼する役割や範囲を文書で明確にしておく必要がある。
- ・ 校長は、外部指導員と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合には、契約を解除することについて、あらかじめ確認しておかなければならない。

(7) 外部指導員の資格要件

- ・ 平成24年度に実施された都内公立学校の部活動実施状況調査の結果によれば、都内公立学校1709校に6553人の外部指導員が導入されている。
- ・ 現在、スポーツを指導するための指導者の資格要件は定められておらず、ほとんどが指導者の経験等に頼っている状況である。
- ・ 日本体育協会では、公認スポーツ指導員制度により、指導者の育成を図ってきているが、学校が部活動の外部指導員を導入する場合、**公認のスポーツ指導員資格**や競技団体が認定する**指導者（コーチ）資格**を有していることを要件とすべきである。

(8) 外部指導員や上級生への対応

- ・ 運動部活動における外部指導員による暴力や、上級生から下級生に対する暴力（生徒間暴力）が、顧問教諭の目の届かないところで行われていたことが明らかとなった。
- ・ 外部指導員の指導力や専門性が高くとも、**学校の教育方針**の下でその指導力や専門性を発揮させるよう、契約を交わす際の確認が必要である。
- ・ 部活動の生徒には、暴力で問題解決を図ることのないよう、**日頃からの指導**を徹底する必要がある。

(9) 顧問教諭の努力に応えるための条件整備

- ・ これまで、東京都教育委員会においては、週休日における部活動指導や大会引率の勤務の振り替え、特殊勤務手当の支給など、一定の改善が図られてきた。
- ・ しかし、顧問教諭の負担感等様々な課題も指摘されており、未だ十分とは言えない状況である。
- ・ 部活動を振興していくためには、体罰の根絶に向けた対策を講じるとともに、顧問教諭の努力に応えるための条件整備も引き続き検討していく必要がある。



生徒たちの声

- 「色々あったけど、卒業式の時に、3年間の野球部が走馬灯のように思い出され、涙が出ました。試合の帰りに先生と部員で食べたバナナの味は最高でした。」
- 「顧問の先生には、すごく心配かけました。もし先生に出会わなかったら、私は非行の道に走っていたと思います。」
- 「おっかない先生で厳しくて、途中で何度も辞めようと思ったけど、辞めなくて良かった。集中力が付いたお陰で、大学に現役合格した。」
- 「顧問の先生が面白くて、友達も良かったので、毎日学校に行くのが楽しみです。高校に行っても何かやろうと思っている。」
- 「剣道部の先生には、本当に色々なことを教わりました。生き方なのかな？卒業したら一人でやっていけるかな。後輩の応援に母校に時々行こうと思います。」
- 「吹奏楽って、体育会系です。体力に自信がないから入部したのに、今や筋トレが日課です。指揮棒を振る時の先生の顔が好きです。」
- 「最後の試合に負けた時、俺のせいだと先生が泣いていた。将来は、ああいう先生になりたい。学校の先生って大変そうだけど、チャレンジしたい。」